

福祉から自立へ向けた職業キャリア形
成の支援等を行うこと
(施策番号 V-2-2)

添付資料

障害者職業能力開発校の概要

一般の公共職業能力開発施設において職業訓練を受けることが困難な重度障害者等に対して、その障害の態様に配慮した職業訓練を実施

○国立機構営校（2校）

・国が設置し、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が運営する障害者職業能力開発校
・先導的な職業訓練実施の成果をもとに、職業訓練内容、指導技法等を他の障害者職業能力開発校等に提供することにより、障害者職業訓練全体のレベルアップに貢献

- 中央障害者職業能力開発校（国立職業リハビリテーションセンター）
- 吉備高原障害者職業能力開発校（国立吉備高原職業リハビリテーションセンター）

○国立県営校（11校）

・国が設置し、都道府県に運営を委託

- | | |
|----------------|----------------|
| ■北海道障害者職業能力開発校 | ■宮城障害者職業能力開発校 |
| ■東京障害者職業能力開発校 | ■神奈川障害者職業能力開発校 |
| ■石川障害者職業能力開発校 | ■愛知障害者職業能力開発校 |
| ■大阪障害者職業能力開発校 | ■兵庫障害者職業能力開発校 |
| ■広島障害者職業能力開発校 | ■福岡障害者職業能力開発校 |
| ■鹿児島障害者職業能力開発校 | |

○県立県営校（6校）

- | | |
|-------------------|------------------|
| ■青森県立障害者職業訓練校 | ■千葉県立障害者高等技術専門校 |
| ■静岡県立あしたか職業訓練校 | ■愛知県立春日台職業訓練校 |
| ■京都府立京都障害者高等技術専門校 | ■兵庫県立障害者高等技術専門学院 |

障害者の態様に応じた多様な委託訓練の概要

ハローワーク求職障害者の就職を実現する等のため、国と都道府県とが委託契約を結び都道府県が事業の実施主体となって、企業、社会福祉法人、NPO法人、民間教育訓練機関等の多様な訓練委託先を活用し、障害者が住む身近な地域で多様な職業訓練を実施することにより、障害者の職業能力の開発・向上を図る。

<対象者> 障害者の雇用の促進等に関する法律第2条第1号に規定する障害者

- ・ 障害者手帳を有する者
- ・ 医師の診断書や意見書等により障害を有することが確認できる者

<訓練内容>

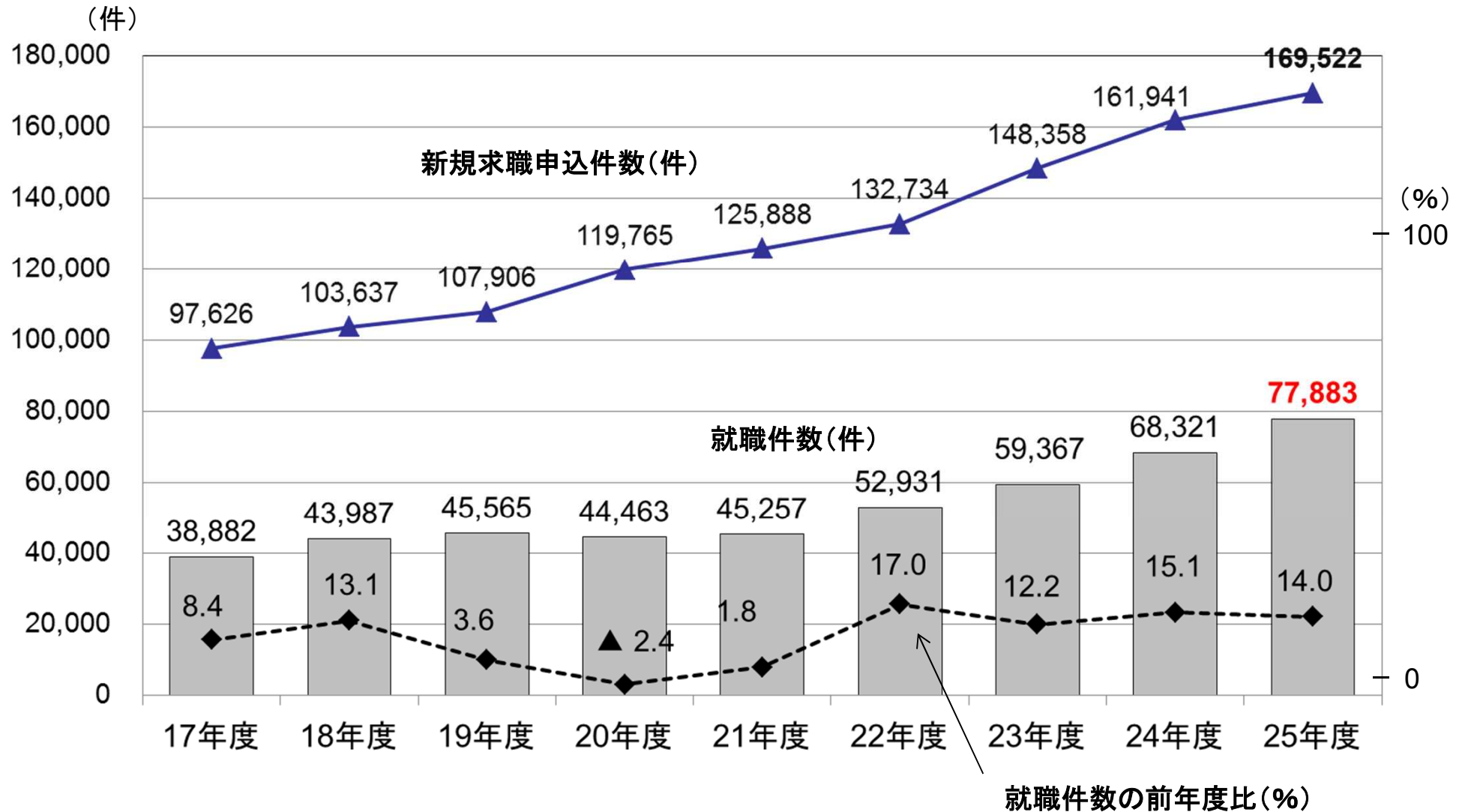
- 訓練期間：原則3月以内・月100時間が標準
- 委託費：原則訓練受講生1人当たり月6万円又は9万円が上限

<訓練コース>

- ① 知識・技能習得訓練コース（知識・技能の習得） ※障害者向けデュアルシステムも実施可能
- ② 実践能力習得訓練コース（企業等の現場を活用した実践的な職業能力の開発・向上）
- ③ e-ラーニングコース（訓練施設へ通所困難者等を対象としてIT技能等の習得）
- ④ 特別支援学校早期訓練コース（内定を得られない生徒を対象として、在学中から実践的な職業能力の開発・向上）
- ⑤ 在職者訓練コース（雇用継続に資する知識・技能の習得）

ハローワークにおける障害者の職業紹介状況

- 平成25年度の就職件数・新規求職者数は、**前年度から更に増加**。
- 特に、就職件数は77,883件と**4年連続で過去最高を更新**。



実施状況①

機構営障害者校による職業訓練に関する指導技法等の普及

【職業訓練実践マニュアル等】...職業訓練上特別な支援を要する障害者に係る取組みのとりまとめ

発達障害者

職業訓練実践マニュアル発達障害者編Ⅰ～知的障害を伴う人の施設内訓練～ (H22年度)
 職業訓練実践マニュアル発達障害者編Ⅱ～施設内訓練～ (H23年度)
 職業訓練実践マニュアル発達障害者編Ⅲ～企業との協力による職業訓練等～ (H24年度)

精神障害者

精神障害者に対する職業訓練の実践研究報告書 (H21年度)
 職業訓練実践マニュアル精神障害者編Ⅰ～施設内訓練～ (H24年度)
 職業訓練実践マニュアル精神障害者編Ⅱ～企業との協力による職業訓練等～ (H25年度)

高次脳機能障害者

高次脳機能障害者に対する職業訓練の実践研究報告書 (H21年度)

重度身体障害者

上肢に障害を有する者に対する職業訓練の実践研究報告書～事務系職種編～ (H20年度)
 上肢に障害を有する者に対する職業訓練の実践研究報告書～製造系職種編～ (H20年度)
 職業訓練実践マニュアル重度視覚障害者編Ⅰ～施設内訓練～ (H22年度)
 職業訓練実践マニュアル重度視覚障害者編Ⅱ～企業との協力による職業訓練等～ (H23年度)

*職業訓練実践マニュアルには、訓練カリキュラムや訓練教材、支援ツール等を収録したCDも添付

成果の普及

○マニュアルの配布

- ・障害者職業能力開発校
- ・民間障害者職業能力開発施設
- ・一般の公共職業能力開発校
- ・都道府県能開主管課 ほか

○アンケート調査 (H24年度実施)

H23年度発刊マニュアルについて、「有用であった」との回答は94.7%
(H25年度実施)
 H24年度発刊マニュアルについて、「有用であった」との回答は92.8%

【障害者能力開発指導者交流集会】...指導技法等の周知・解説（※厚生労働省主催の障害者職業訓練指導員経験交流会と共同開催）

発表・技法解説・ディスカッション 平成25年10月30日 千葉県千葉市（幕張）

○全国の先進的な職業訓練事例等の紹介

- 精神障害・発達障害（東京都・東京障害者職業能力開発校）
- 重度視覚障害（広島障害者職業能力開発校）
- 高次脳機能障害（京都府立京都障害者高等技術専門校）
- 知的障害（熊本県立高等技術専門校）
- 障害者委託訓練（神奈川障害者職業能力開発校）

○指導技法等解説

- 精神障害者の指導技法（中央校）
- 発達障害者の指導技法等（吉備校）

○効果的な指導技法等に係る意見交換会

- 重度視覚障害者（事務系職種）、精神障害者、高次脳機能障害者、発達障害者、知的障害を伴う発達障害者、障害者委託訓練



成果の普及

58団体から98名が参加

- ・障害者職業能力開発校 12施設
- ・民間障害者能力開発施設 3施設
- ・公共職業能力開発校 22施設
- ・都道府県能開主管課 8施設
- ・その他 13施設

○アンケート調査

業務の参考になったとの回答：97.7%

	H23年度	H24年度	H25年度
参加者数	90	88	98

実施状況②

機構営障害者校による職業訓練に関する指導技法等の普及

【専門訓練コース設置・運営サポート事業】 ...個々の能開施設等のニーズに応じたオーダーメイドの支援

特別支援障害者等向け訓練コースを設置している、または、新たな設置を計画している障害者職業能力開発校及び職業能力開発校を対象に、当該校の訓練計画や訓練環境、支援ニーズ等に応じた支援プログラムを作成し、職業訓練指導員等を対象とした長期の実務演習と訪問等による助言等により特別支援障害者等向け訓練コースの設置及び円滑な運営についての支援を実施

◇ニーズ等の把握◇

機構営校が当該校を訪問等し、当該施設の訓練計画や訓練環境等、指導技法等の提供に係る具体的なニーズの把握

◇訓練計画の策定等に関する支援◇

当該校の要請に応じ、訓練計画等の策定や連携・協力体制の構築に向けた会議・委員会等における助言を実施

◇ノウハウ提供支援◇

機構営校の訓練場面等を活用し、当該校の指導員等にOJT方式による直接的な指導技法等の提供を実施。

◇フォローアップ支援◇

ノウハウ提供支援を実施した後、当該校のニーズ等に応じて訪問等による支援を実施。

平成24年度試行実施

【中央校】

東京障害者職業能力開発校（平成25年度精神・発達障害者専門訓練コース設置）

【吉備校】

広島障害者職業能力開発校（平成25年度重度視覚障害者専門訓練コース設置）

平成25年度は、支援対象校訪問によるフォローアップ等を継続し、専門訓練コース設置後に生じた課題への支援を実施

平成25年度

【中央校】

神奈川県障害者職業能力開発校（精神障害者専門訓練コース運営に係る支援）

千葉県立障害者高等技術専門校（発達障害者専門訓練コース設置に向けた支援）

【吉備校】

福岡障害者職業能力開発校（発達障害伴う知的障害者の専門訓練コース運営に係る支援）

北海道障害者職業能力開発校（精神・発達障害者専門訓練コース設置に向けた支援）

【指導技法等体験プログラム】 ...訓練場面を活用した指導技法等の解説や訓練等の体験による専門訓練コース設置に向けた検討促進

専門訓練コースの設置による職業訓練の有効性について理解を深め、特別支援障害者等向け訓練コースの設置を促すため、障害者校及び一般校の職業訓練指導員等や障害者職業訓練の企画を担当する都道府県職業能力開発主管課の職員を対象に、機構営障害者校を会場に訓練場面を活用した指導技法等の解説や訓練等の体験、意見交換、事例紹介等を実施

○高次脳機能障害者の職業訓練

【会場】吉備校
 【日程】平成25年8月26日～28日
 【参加者】8施設8名
 【内容】専門訓練コースの紹介、訓練体験、指導技法等紹介事例検討、情報交換会等
 【結果】アンケート調査で業務の参考になったとの回答：100%

○精神障害者の職業訓練

【会場】中央校
 【日程】平成25年10月7日～9日
 【参加者】11施設12名
 【内容】専門訓練コースの紹介、訓練体験、指導技法等紹介情報交換会等
 【結果】アンケート調査で業務の参考になったとの回答：100%

○発達障害を伴う知的障害者の職業訓練

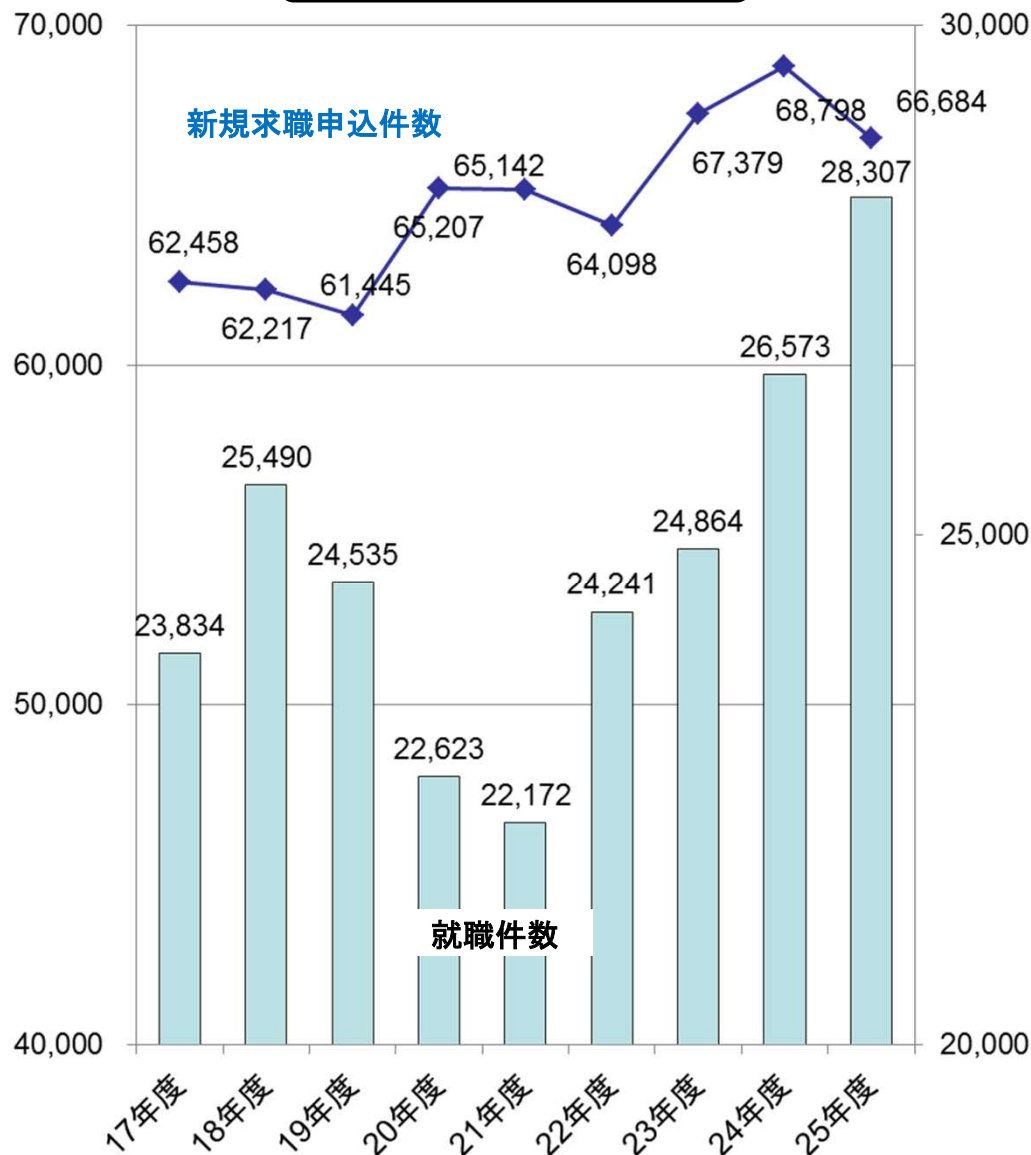
【会場】中央校
 【日程】平成25年11月18日～20日
 【参加者】13施設14名
 【内容】専門訓練コースの紹介、訓練体験、指導技法等紹介情報交換会等
 【結果】アンケート調査で業務の参考になったとの回答：100%

○発達障害者の職業訓練

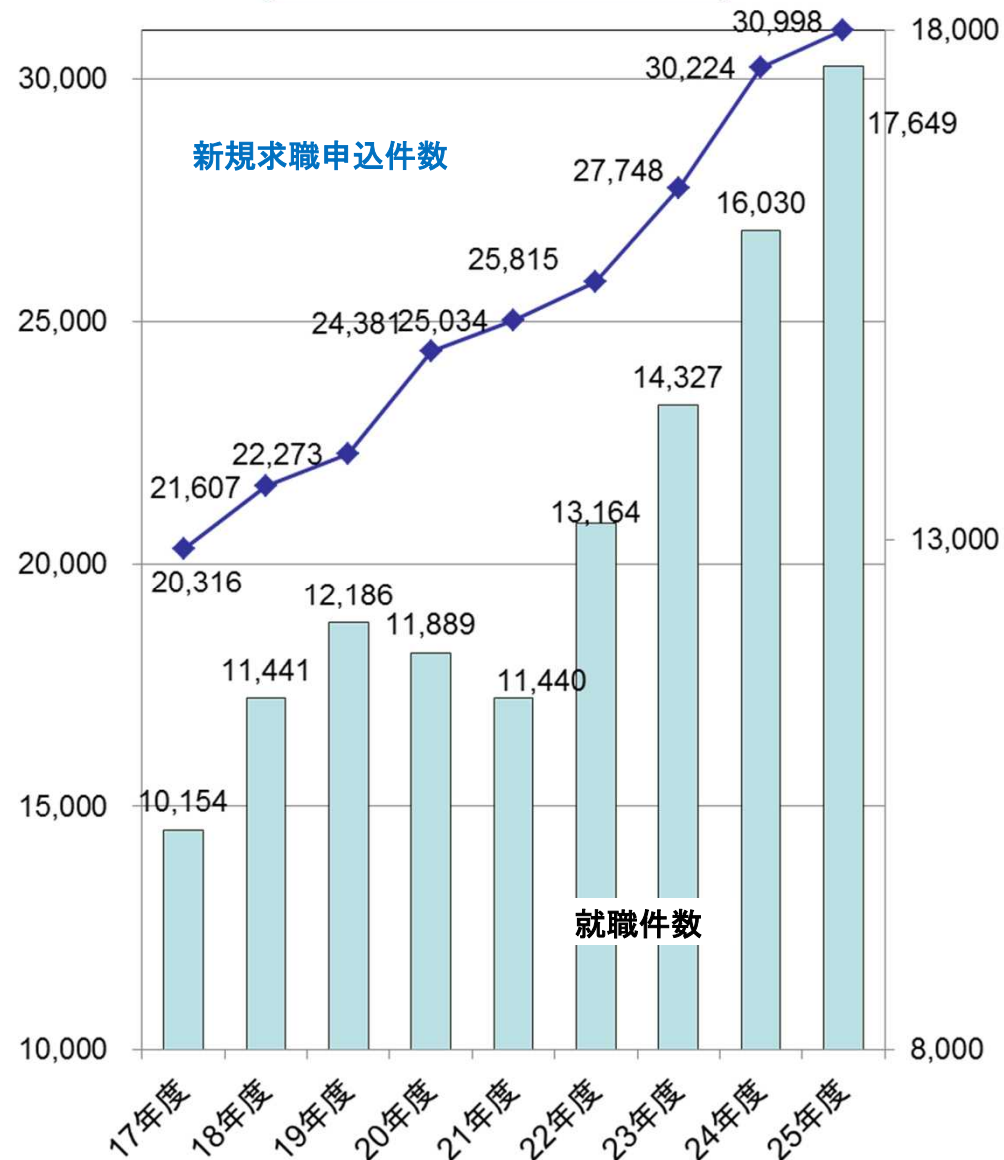
【会場】吉備校
 【日程】平成26年1月28日～30日
 【参加者】6施設6名
 【内容】専門訓練コースの紹介、訓練体験、指導技法等紹介情報交換会等
 【結果】アンケート調査で業務の参考になったとの回答：100%

ハローワークにおける障害種別の職業紹介状況①

身体障害者

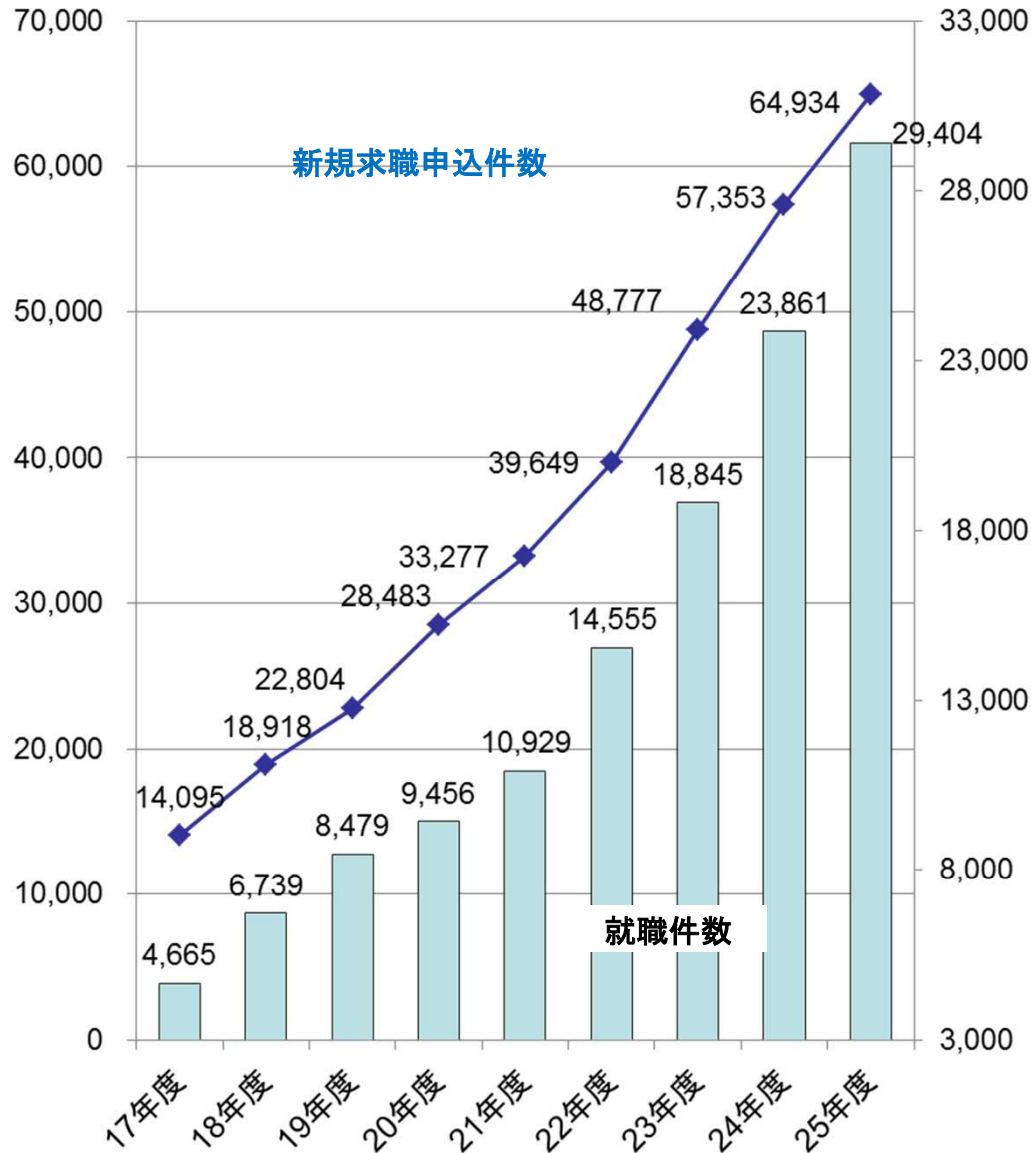


知的障害者



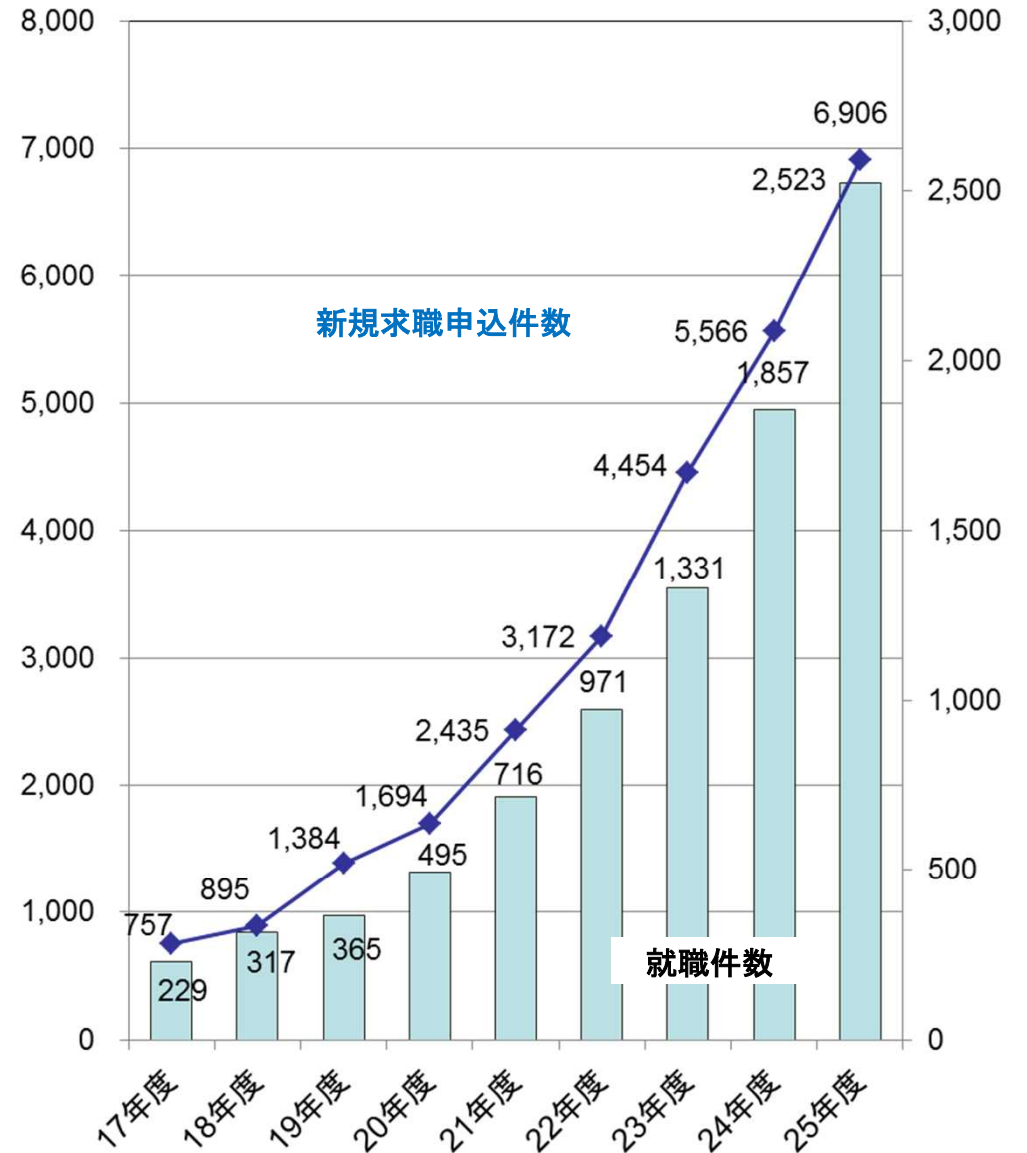
ハローワークにおける障害種別の職業紹介状況②

精神障害者



その他

(発達障害、高次脳機能障害など)



障害者の職業能力開発支援の推進

～精神障害者等をはじめとした委託訓練の充実・強化～

背景

- ・ハローワークの求職者数は近年増加を続けており、特に精神障害者の伸びが著しい。
 - 障害者の就業意欲の高まり *平成25年度新規求職者数は169,522人(対前年度4.7%増) うち精神障害者64,934人(同13.2%増)
- ・法定雇用率引き上げ及び「障害者雇用促進法」の改正による精神障害者の雇用の義務化の方向。
 - 企業側の障害者採用ニーズの高まり
- ・就職の実現に向けて職業訓練が必要な精神障害者等も多い中で、事業主側は精神障害者等への理解不足から雇用に躊躇。精神障害者等への理解促進に当たっては職業訓練による受け入れが効果的ではあるが、精神障害者等に係る委託訓練実施ノウハウ等の蓄積不足。

*「障害者委託訓練に係るアンケート調査」(2013.3)

「委託訓練を実施する上で重要だと考えるスキル」→「障害特性とその対応方法の知識」が58.3%と最多

「研修等で勉強してみたいと思うスキル」→「障害特性とその対応方法の知識」が58.9%と最多

- 障害者の就職実現に向けて必要な職業訓練機会を確保するため委託訓練を拡充する必要。特に求職者の増加が著しい精神障害者等に対する職業訓練を一層推進する必要。
- その際、雇用へ結びつく可能性が高い企業内における職業訓練(実践能力習得コース)について、精神障害者の雇用経験の無い企業等における取組を強力に支援・推進する必要。
- 訓練実施機関に対する職業訓練ノウハウ等を提供し訓練設定を強力に促進する必要。

➤ 委託訓練実施定員の拡充

知識・技能習得コース(3,700人→4,000人)、実践能力習得コース(1,800→2,200人)を中心に訓練定員の拡充を図る。
H25年度 訓練定員6,700人 → H26年度 訓練定員7,000人

➤ 精神障害者等向け実践能力習得コースの訓練設定支援事業の創設

精神障害者等の潜在的な訓練ニーズを把握している地域の就労支援機関に委託し、特に雇用経験の乏しい地域中小企業等を中心に訓練実施先を開拓。当該企業に対して実践能力習得コースの設定・実施支援をオーダーメイドで行う。

➤ 精神障害者等向け委託訓練カリキュラム開発、検証、普及事業の創設

(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構の障害者職業能力開発校のノウハウを活用し、民間教育訓練機関、事業主等と連携を図りつつ、特にノウハウの乏しい精神障害者等向け委託訓練カリキュラム、指導技法等を開発。
都道府県を通じて委託訓練を実施し、その後検証、普及を行う。